2　前項各号に掲げる従業者（同項第一号の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定知的障害児通園施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

第二節　設備に関する基準

（指定知的障害児通園施設の設備）

第五十四条　指定知的障害児通園施設は、指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室及び便所を設けなければならない。

2　前項の指導室の基準は次のとおりとする。

一　前項の指導室の定員は、おおむね十人とすること。

二　障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

3　第一項の遊戯室の基準は、障害児一人当たりの床面積を一・六五平方メートル以上とする。

4　第一項に規定する設備は、専ら当該指定知的障害児通園施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

第三節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第五十五条　指定知的障害児通園施設は、指定施設支援の通常の事業の実施区域（当該指定知的障害児通園施設が通常時に当該指定施設支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定施設支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定知的障害児施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（施設利用者負担額の受領）

第五十六条　指定知的障害児通園施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定知的障害児通園施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定知的障害児通園施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一　食事の提供に要する費用

二　日用品費

三　前二号に掲げるもののほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定知的障害児通園施設は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6　指定知的障害児通園施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

（施設利用者負担額に係る管理）

第五十七条　指定知的障害児通園施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定知的障害児通園施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定知的障害児通園施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。

（運営規程）

第五十八条　指定知的障害児通園施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一　施設の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容

三　入所定員

四　指定施設支援の内容並びに施設給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五　通常の事業の実施地域

六　施設の利用に当たっての留意事項

七　緊急時等における対応方法

八　非常災害対策

九　虐待の防止のための措置に関する事項

十　その他施設の運営に関する重要事項

（協力医療機関）

第五十九条　指定知的障害児通園施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（準用）

第六十条　第九条から第十一条まで、第十三条から第十九条まで、第二十二条から第三十条まで、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第五十二条までの規定は、指定知的障害児通園施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十五条」とあるのは「第五十八条」と、第十九条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、第二十二条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第五十六条第二項」と、第二十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第四十一条中「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは「第五十九条の協力医療機関」と、第五十二条第二項第一号中「第十八条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十八条第一項」と、同項第二号中「第二十四条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第二十四条第一項」と、同項第三号中「第三十二条」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条」と、同項第四号中「第四十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第四十八条第二項」と、同項第五号中「第五十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第五十条第二項」と読み替えるものとする。

第四章　指定盲ろうあ児施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節　人員に関する基準

（指定盲ろうあ児施設の従業者の員数）

第六十一条　指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。以下この章において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

一　嘱託医　一以上

二　児童指導員及び保育士

イ　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上とする。

ロ　児童指導員　一以上

ハ　保育士　一以上